

広島県教育委員会教育長告示第四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定によって、広島県立歴史博物館（頼山陽史跡資料館を除く。）に係る特別の展示の前売特別入館券販売による入館料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和元年六月二十七日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

委託を受けた者	名 称	住 所	委託した年月日 (委託期間)
社会福祉法人アンダンテ	福山市引野町南一丁目六番 一一号	令和元年五月二三日 (令和元年五月二三日) 令和二年三月二日	